

平成 30 年 9 月 7 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課  
総務部 人事課  
市民部 市民協働・地域政策課

## 新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

### ◆ 配付資料 ◆

- ・ 福祉関係団体等からの意見聴取について
- ・ 区再編後の東・南区役所庁舎での事務の提供体制について

### 当日配付

- ・ 合区による職員数算定のイメージ
- ・ 区再編案

## 福祉関係団体等からの意見聴取について

これまでの特別委員会でのご指摘、ご意見を踏まえ、区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について、下記のとおり附属機関委員、福祉関係団体等から意見を聴取した。

### 1 意見聴取の観点

- (1) 区の再編により区役所が現在よりも遠くなることによるサービス利用にかかる支障の有無、内容
- (2) 区の再編により合区となることによる当該団体の運営・活動の支障の有無、内容

### 2 対象団体・実施日

No.	団体名		実施日
1	浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		6月29日
2	浜松市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会		7月25日
3	NPO 法人浜松地区精神保健福祉会 明生会	※1	7月30日
4	浜松の福祉を考える会	※1	7月31日
5	浜松市浜北手をつなぐ育成会	※1	7月31日
6	NPO 法人浜松市身体障害者福祉協議会	※1	8月1日
7	浜松ろうあ協会	※1	8月1日
8	浜松市民生委員児童委員協議会		8月2日
9	浜松市視覚障害者福祉協会	※1	8月3日
10	NPO 法人浜松地区肢体不自由児親の会	※1	8月6日
11	浜松市浜松手をつなぐ育成会	※1	8月6日
12	アクティブ	※1	8月7日
13	障がい者基幹相談支援センター受託法人	※2	8月7日
14	障害保健福祉施策連絡会		8月8日
15	浜松市社会福祉協議会		8月9日
16	浜松市障害者施策推進協議会		8月24日

※1 障害保健福祉施策連絡会構成団体

※2 社会福祉法人 小羊学園、社会福祉法人 聖隷福祉事業団、医療法人社団 至空会、医療法人 好生会、社会福祉法人 天竜厚生会

### 3 ご意見等

#### (1) サービス利用にかかる支障について

- ・ 発達に心配がある子供の保護者が抱えている問題は、居住区により異なっている。こうした情報を保健師同士が共有することで地域性に配慮した支援が可能となれば、組織の一本化にはメリットがあると思う。(障害者施策推進協議会)
- ・ 福祉事務所長が本庁直轄となり命令系統が明確になるので良い。(障がい者基

幹相談支援センター受託法人)

- ・ 障がい者、健常者ともに、区役所が遠くなったからサービスが低下する、近くなったからサービスが向上するという問題ではない。行政が方向性をしっかりと示し、それを議会で議論し練り上げることで、浜松が住みやすいまちになっていくのではないか。(障害者施策推進協議会)
- ・ 行政センターで対応できない場合、本庁まで出向かなければならないが、民生委員が付き添いを依頼される等、これまで以上に負担が増えるのではないか。  
(児童福祉専門分科会)
- ・ 個々の手続きの取扱場所について、細かい点にも配慮し、本庁から行政センターに出張する等、アウトリーチを取り入れることができれば問題ないのではないか。あわせて、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所の充実をぜひお願いしたい。(児童福祉専門分科会)
- ・ 区再編に限らず、今後の課題としてアウトリーチを組み合わせたサービスの提供を考えてほしい。(障害保健福祉施策連絡会)
- ・ 障がい者や親の高齢化もあり、訪問による相談や手続きを行ってほしい。(※1、※2の団体)
- ・ 児童福祉においては、タブレット端末を使用した双方向のやりとりは可能である。お年寄りには操作が難しく、タブレットよりもスマートフォンの方が操作に慣れている部分がある。(児童福祉専門分科会)
- ・ より地域に身近な人が集まる協働センターでの相談は、プライバシーが守られるか。ICT機器が使えない高齢者はどうなるのか。(障害保健福祉施策連絡会)
- ・ 西区については行政センターが残るため、サービスに変化はないと受け止めた。一方で東・南区役所は無くなるため、本庁まで出向く不便を強いる可能性がある。(児童福祉専門分科会)
- ・ 行政センターで引き続きサービス提供していくということだが、合区後の東・南区役所におけるサービス提供体制がどうなるのか不安。(浜松の福祉を考える会)
- ・ 区は無くなるが、行政サービスの低下を招かないことが重要。(NPO 法人浜松市身体障害者福祉協議会)
- ・ 居住地によっては南区役所へ行くよりも中区役所に行くほうが便利である。  
(浜松の福祉を考える会)
- ・ 東区、南区の現庁舎においてサービス継続を検討するとのことだが、交通の便が悪く中区や、最寄りの協働センター窓口を利用したい。(浜松市視覚障害者福祉協会)
- ・ 再編後は東・南区の方が保育所等の申し込みや児童扶養手当、児童手当の手続きに中区役所へ行くこととなる。窓口でどのようにさばくのかといった疑問は当然生じる。物理的な問題がなければ、特に問題がないのではないか。(児童福祉専門分科会)

- ・ 中山間地域は世帯数は少ないが、移動手段のない高齢者が民生委員に助けを求めてくる等、民生委員の抱える相談の多くが困難な事例であり、病院にも民生委員が自家用車で同行している。中区と天竜区では事情が異なる点を考慮してほしい。(民生委員児童委員協議会)
- ・ 現在も地域包括支援センターで相談等を受けているが、手一杯であると聞いている。東・南区におけるサービスが低下する懸念がある。(高齢者福祉専門分科会)
- ・ 通常の手続きに関して不便は生じないと思うが、困難なケースについて、これまでどおり地域包括支援センターと行政が連携して対処する体制を維持してほしい。(高齢者福祉専門分科会)
- ・ 地域包括支援センターは団体力があり、業務をこなす力を持っている。行政には困難なケースのマネジメントをし、網の目から漏れた人を拾い上げる役割を担ってもらいたい。(高齢者福祉専門分科会)
- ・ 現在の体制で、今後増加する介護ニーズ等に十分に対応できるか。現在地域に根付いた組織、例えば地域包括支援センターを介護等の福祉サービス、社会福祉協議会を生活保護や児童福祉に係る窓口の受け皿とし、受付代行や訪問受付等の委託、業務移管を検討してはどうか。(民生委員児童委員協議会)
- ・ 北・浜北・天竜区は、今の体制で十分に対応できているか。訪問看護の現場では、利用者の住宅間に距離があるため、人手が必要になると聞いている。例え人数が少なくても困っている人が多いのであれば、人員を減らすだけでなく増やす対応も必要である。(高齢者福祉専門分科会)
- ・ 市民サービスについて、区役所やセンターの名前が変わっても現状が維持されるとのことで安心した。職員が削減されるとのことだが、その場ですぐに回答できる有能な職員を配置してほしい。(民生委員児童委員協議会)
- ・ 職員削減するなかで福祉の専門知識を持った指導力のある人材が必要。(浜松市浜北手をつなぐ育成会)
- ・ 職員の専門性を高めてもらいたい。(障がい者基幹相談支援センター受託法人)
- ・ 再編によりサービスが変わらないとしても、他の政令指定都市と比べ、浜松市のサービス水準は低い。弱者に対する手厚いサービスを望む。(障害保健福祉施策連絡会)
- ・ 資料の「ライフステージ別取扱手続き」に障がい者に関連する手続きが記載されていない。障害サービス受給者証に係る申請等には多くの書類や手続きが必要であり、同様の資料があれば安心できる。(障害保健福祉施策連絡会)
- ・ 合区に伴う手続き等の変更について、障がい者に分かりやすく案内してほしい。(浜松の福祉を考える会、浜松ろうあ協会)
- ・ 障害者相談支援事業所の体制が整っていく中で、保健師と民間の福祉事業所のワーカーの違いがどこにあるか見えにくくなっている。両者の役割分担についても今後検討していただきたい。(障害者施策推進協議会)

## (2) 団体の運営・活動の支障について

- ・ シニアクラブは全市的な組織として福祉交流センターに拠点を設けているが、2区案となった場合は拠点を2か所に分散して設けることになるのではないかと懸念している。(高齢者福祉専門分科会)
- ・ 地域福祉は、区があるから、ということだけでなく、その地域にどれだけの対象者がいるかという前提で、現在の民生委員児童委員協議会の組織が有効に機能しているならば維持し、必要ならば独自の判断で新たな組織を作らなければならない。(民生委員児童委員協議会)
- ・ 区の数で分けるのではなく、活動の実態に合わせ、市全体をいくつに分けるかを柔軟な考え方で検討する必要があると思っている。地域性だけで固定してしまうのは困るが、区にこだわることはない。(民生委員児童委員協議会)
- ・ 社会福祉協議会の組織については、区再編と連動するものではなく、別の考え方で検討するものである。今後の地域福祉の推進に向けては、センターの数を増やすことも検討しなければならない。(社会福祉協議会)
- ・ 事業者として福祉圏域が明確であれば区割りは関係ない。(障がい者基幹相談支援センター受託法人)
- ・ センターや事務所については基本的に空いている施設に設置することとなるが、必要があれば市の関係施設への設置をお願いしたい。(社会福祉協議会)

## 区再編後の東・南区役所庁舎での事務の提供体制について

区再編後、東・南区役所庁舎において、当面、庁舎を活用した市民サービスの提供を行う。

### 1 取扱事務

区分	事務内容	配置方法
区役所事務	①区協議会の部会に係る事務	区振興課の出先グループとして配置
	②自治会との連絡調整	
	③防災に係る事務	
	④庁舎管理事務	
	⑤市民サービスセンター事務（戸籍・住民基本台帳等の窓口業務）	区民生活課の出先グループとして配置
福祉事業所事務	⑥生活保護に係る相談窓口	福祉事業所の出先グループとして配置
	⑦障害者福祉に関する窓口事務	
	⑧児童福祉に関する窓口事務	
	⑨保育に関する窓口事務	
	⑩高齢者福祉に関する窓口事務	
	⑪介護保険に関する窓口事務	
	⑫国民健康保険、国民年金に関する窓口事務	
保健センター事務	⑬保健サービスに関する窓口事務	保健センターの出先グループとして配置

### 2 職員数

各区役所で50名程度（非正規職員を含む）を想定

### 3 体制

東区・南区役所に職員を管理監督する管理職として各1名を配置する。

#### 【参考】2区案の場合の削減効果額 (千円)

人件費	庁舎維持管理費	事務経費	計
908,500	0	14,175	922,675

備考 人件費について、東・南区役所庁舎活用に係る人件費の増を職員2名分として想定。

【参考】

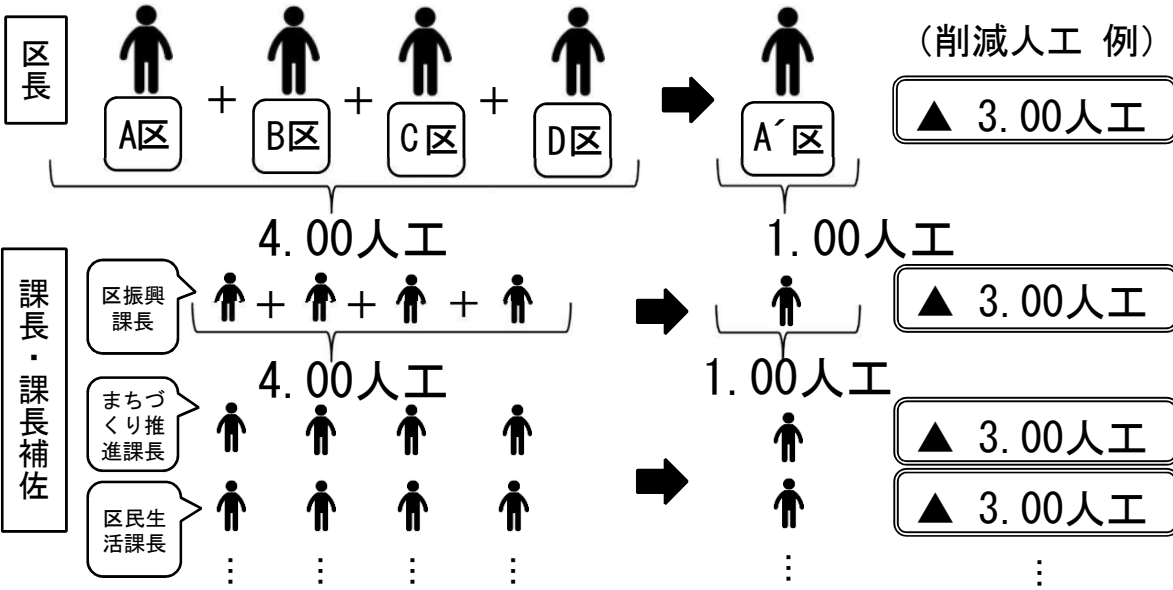
東・南区役所庁舎における提供サービスの例

分野	業務の内容
陳情要望	要望の受付
区協議会	区協議会の部会に係る事務
住民自治	自治会との連絡調整
	地縁団体の認可等
防災	防災の拠点
	自主防災隊補助金申請の受付
地域振興	地域力向上事業に係る事務
住民票	転入届、転出届の受付
	住民票の写しの受付交付
戸籍	出生届、死亡届、婚姻届の受付
	証明書の受付交付
印鑑登録	印鑑登録申請の受付
	印鑑登録証明書の交付
年金	国民年金資格異動届の受付
	保険料免除・納付猶予申請の受付
国民健康保険	加入・脱退届の受付
	高額療養費支給申請の受付
後期高齢者医療	高額療養費支給申請の受付
介護保険	要介護認定・要支援認定申請書の受付
	高額介護サービス費支給申請書の受付
生活保護	生活保護申請の受付
高齢者福祉	総合相談
	元気はつらつ教室の受付
障害者福祉	障害者手帳の申請の受付
	重度心身障害者医療費助成申請の受付
児童福祉	児童手当の請求、現況届の受付
	児童扶養手当の請求、現況届の受付
	家庭児童相談室
保育	保育所等への入所受付
保健	母子健康手帳の交付

※上記内容は、現在精査中である。

# 合区による職員数算定のイメージ

## 1 管理職の減による効果

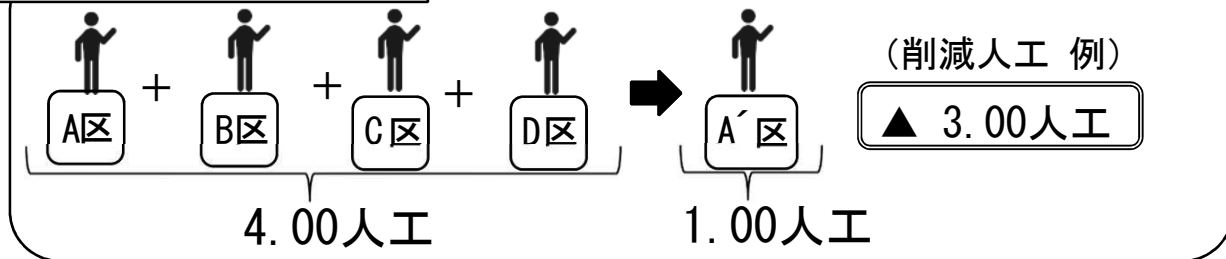


2区の場合の削減効果  
計 49人

## 2 集約化の減による効果

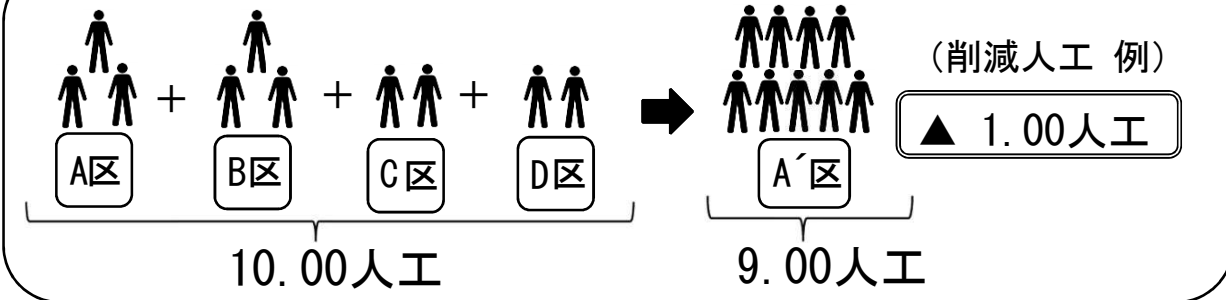
事務量が概ねなくなるもの

【例：区に係る広報誌の編集に関すること】



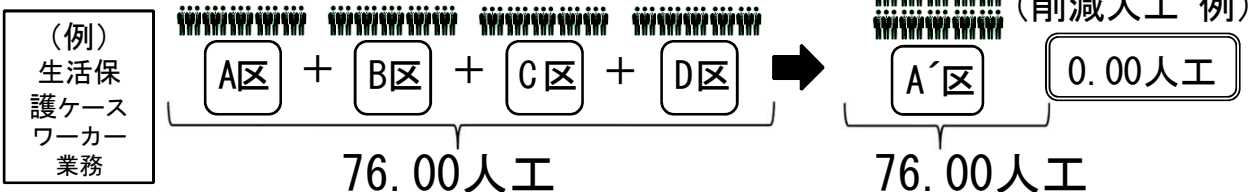
管理業務が省力化されるもの

【例：戸籍に係る事務（戸籍統計調査、照会・回答業務等）】



2区の場合の削減効果  
計 66人

## 3 集約化されても事務がそのまま残るもの



削減効果 0人



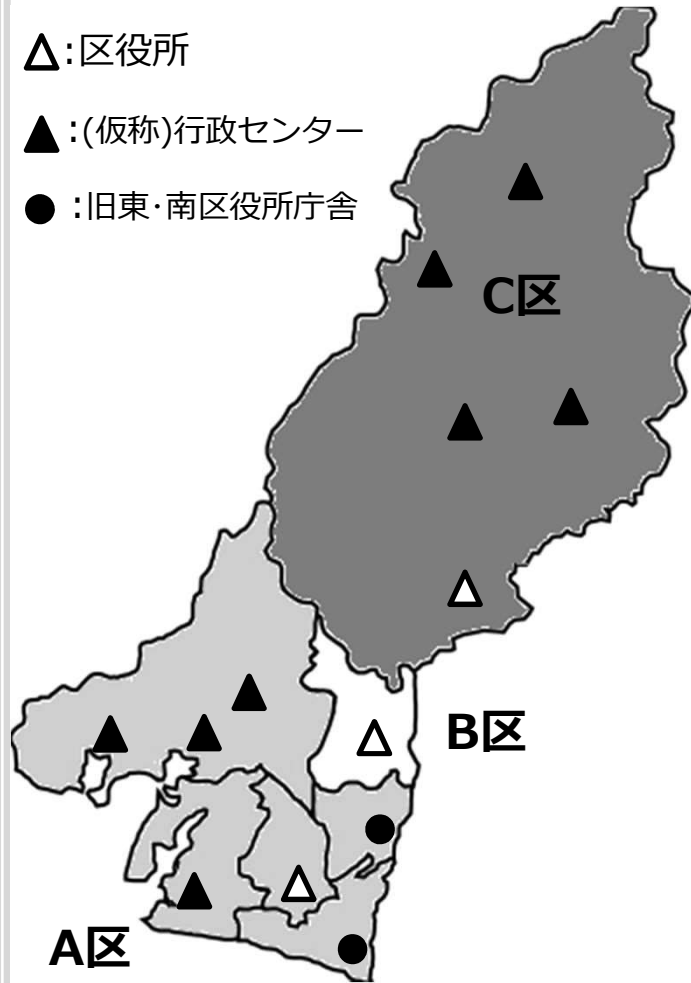
# 区再編案

## 案④

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧東・南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区+北区	671,788人	548km <sup>2</sup>
B区	浜北区	95,900人	67km <sup>2</sup>
C区	天竜区	30,292人	944km <sup>2</sup>

➤ 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区 役所	B区 役所	C区 役所	(仮称)行政 センター	旧東・南区 役所庁舎	合計
452	126	118	214	60	970

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億5千万円

➤ 年間削減効果額

約7億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

# 区再編案

## 案①

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧東・南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部

➤ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km <sup>2</sup>
B区	北区+浜北区+天竜区	219,759人	1,307km <sup>2</sup>

➤ 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	旧東・南区役所庁舎	合計
392	244	249	60	945

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)  
約5億6千万円

➤ 年間削減効果額  
約9億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

# 区再編案

## 案②

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧東・南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤ 旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区+北区	671,788人	548km <sup>2</sup>
B区	浜北区+天竜区	126,192人	1,011km <sup>2</sup>

➤ 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	旧東・南区役所庁舎	合計
452	184	249	60	945

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億6千万円

➤ 年間削減効果額

約9億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

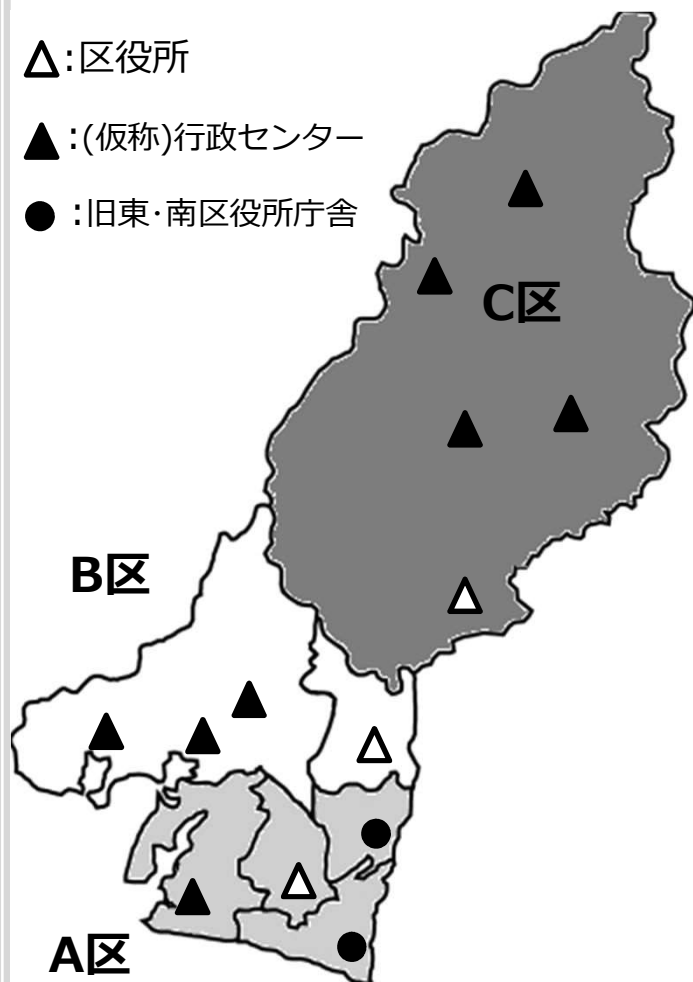
# 区再編案

## 案③

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧東・南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤ 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域、産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km <sup>2</sup>
B区	北区+浜北区	189,467人	363km <sup>2</sup>
C区	天竜区	30,292人	944km <sup>2</sup>

➤ 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区 役所	B区 役所	C区 役所	(仮称)行政 センター	旧東・南区 役所庁舎	合計
392	186	118	214	60	970

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)  
約5億5千万円

➤ 年間削減効果額  
約7億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

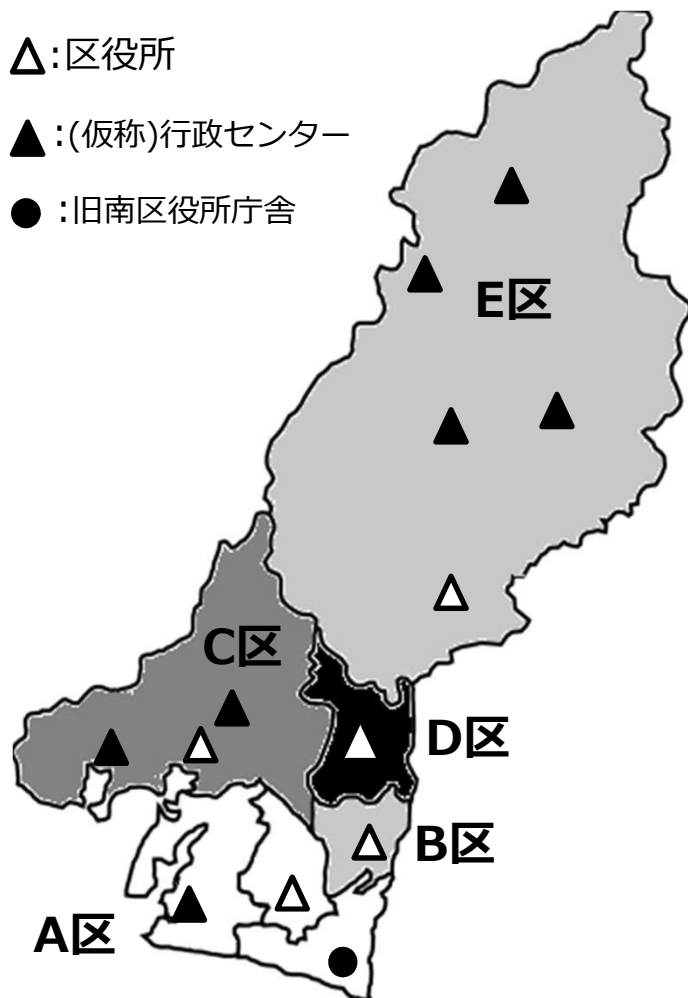
# 区再編案

(行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案)

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 合併から培ってきた地域特色を最大限残し、最大区の人口とその他の区の合計人口がかけ離れないことにより、多様な考え方を反映させて、各区の地域特性を伸ばす。

- 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+西区+南区	449,666人	206km <sup>2</sup>
B区	東区	128,555人	46km <sup>2</sup>
C区	北区	93,567人	296km <sup>2</sup>
D区	浜北区	95,900人	67km <sup>2</sup>
E区	天竜区	30,292人	944km <sup>2</sup>

- 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区	B区	C区	D区	E区	(仮称)行政センター	旧南区役所庁舎	合計
333	121	126	126	118	172	29	1,025

- 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)  
約5億2千万円

- 年間削減効果額 約3億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。